

学外における活動

□税務大学校大阪研修所講師（2011年4月～現在に至る）

□京都市公正職務執行審議会委員（2019年10月～現在に至る）

主要な研究業績

□単著「正当化事情の錯誤に関する一考察」中央大学大学院研究年報・法学研究科篇31号（2002年2月）

□単著「誤想防衛論」川端博=椎橋隆幸=甲斐克則編『立石二六先生古稀祝賀論文集』成文堂（2010年7月）

□単著「正当化事情の錯誤についての管見」産大法学52巻1号（2018年4月）

最近の研究業績

□単独報告「誤想防衛について」日本刑法学会第96回大会（2018年5月）

□単著「租税通脱罪の保護法益についての一考察」法学新報123巻9・10号（2017年3月）

□単著「わが国の租税刑法における違法性の錯誤」産大法学50巻3・4号（2017年1月）

□研究テーマ

刑法における故意と錯誤の研究

□研究の取組み

刑法38条1項本文は「罪を犯す意思がない行為は、罰しない。」として故意犯処罰の原則を定めている。それゆえ、故意の内容をいかに構成するべきか、行為者が主観的に考えていたことと客観的な行為から生じたこととの間に食い違いが生じた（錯誤の）場合に、それをいかに処理すべきなのかということは、特定の犯罪に限らず、犯罪論の全体に関わる重要な問題である。私の関心はこのような刑法における故意と錯誤の問題にある。

ところで、この故意を論ずる上で重要なポイントとして犯罪論のどこに位置づけるべきかという問題がある。

犯罪とは、「構成要件に該当する違法かつ有責な行為である」というのが19世紀末から20世紀初めにかけてのドイツで確立され、現在最も普及した犯罪の定義である。そして19世紀末には法実証主義の影響下で構成要件と違法性は客観的・科学的に、故意や過失といった行為者の主観的要素は責任の問題とされた。しかし、1920～30年代に主として新カント哲学の影響下で犯罪論全体が規範的に考察され、その後、1950～70年代に目的的行为論がドイツ刑法学を席卷するようになると、行為の段階で故意と過失は区別され、故意は違法要素であり、構成要件要素であるという考え方がドイツで支配的となった。

これに対して、わが国では現在でも故意や過失を責任のみに位置づけるという見解も有力に主張されている。しかし、この見解には無過失行為も違法であることを認める点や、構成要件が違法行為の類型であり、それは刑法典でいえば「罪の編」に規定された行為であるという理解を前提にするな

らば、そもそも故意と過失、無過失は構成要件の段階で区別されるべきではないかといった点などで疑問が生じる。それゆえ、目的的行为論を支持しない立場でも、故意と過失は構成要件に位置づける必要がある。

ところが、故意を構成要件に位置づけると、犯罪論上、後位する違法性や責任が故意の対象から外れることになり、錯誤で難しい問題が生じる。これは一般刑法でいえば、客観的には正当防衛状況が存在しないにもかかわらず、これがあるものと誤信した行為者が反撃行為に出るといういわゆる誤想防衛に代表される正当化事情の錯誤の場合に特に議論のあるところであるが、特別刑法でもとりわけ租税刑法の領域では、客観的には納税義務があるにもかかわらず、行為者が錯誤して納税義務がないと考えていたために租税を遁脱する行為をした場合などにも問題となる。これらの錯誤は故意を阻却する立場が従来の多数説であったが、故意を構成要件に位置づける立場からはどのように考えるべきなのかということが一番の問題点である。

将来的には、犯罪論体系上、故意をどこに位置づけるべきかという問題から、責任概念、ひいては犯罪論全体をいかに構成すべきかという大きな問題を研究していきたい。上記の研究によって得られる知見は、とりわけ刑法の講義内容を充実させるものと考えている。